

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分		継続支出の 有無
財団法人日本医療機 能評価機構	産科医療補償制 度掛金(単価 30,500円)但し、 調整額あり	56,280,000		H24.5.28、 H24.6.27、 H24.7.27、 H24.8.27、 H24.9.27、 H24.10.29、 H24.11.27、 H24.12.27、 H25.1.28、 H25.2.27、 H25.3.28、 H25.4.30		公益	国所管	問題なし(制度上必要不可 欠であり、当該法人以外の 者は存在しない。)	有
日本臓器移植ネットワ ーク	臓器移植にかか る肝臓搬送費用	11,613,200		H24.8.31、 H25.2.28、 H25.5.31		特社	国所管	問題なし(移植医療には必 要不可欠であり、当該法人 以外の者は存在しない。)	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。